

## 多様な働き方等の推進に向けた連携協力に係る協定の締結について

### 1. 目的

女性が社会で活躍するための多様な働き方を推進するため、ライフステージに合わせて自分らしく生きることができる環境づくりを目的として、笠間らしい多様な生き方や子育てスタイルの確立に関する企画や事業を公民連携により展開していくもので、「特定非営利活動法人子連れスタイル推進協会」との連携協定を締結するものです。

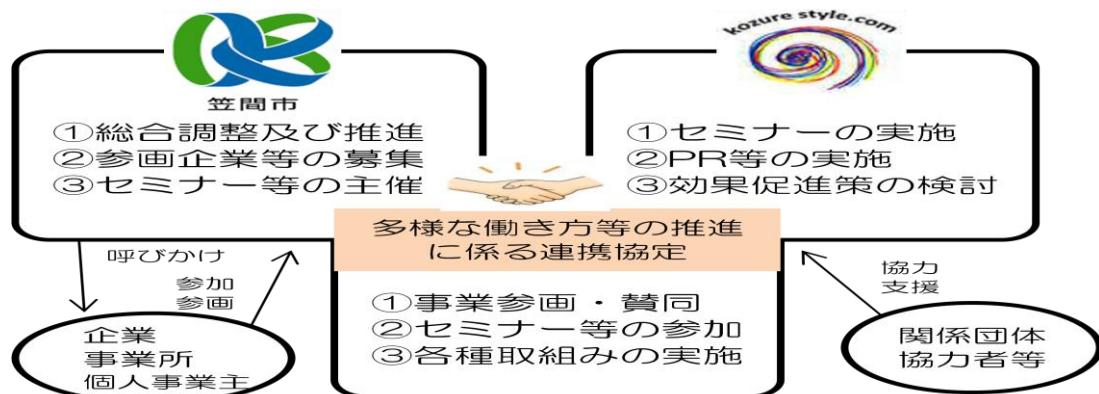
#### ○「特定非営利活動法人子連れスタイル推進協会」の概要

子育てと社会が共存する環境「子連れスタイル」を提案する特定非営利活動法人です。代表の光畑氏は、授乳服の企画、販売等を行う“モーハウス”という企業の代表であり、これまでも出産祝いに自治体から授乳服をプレゼントする等の「子育て支援に関する協定」を境町や東海村で結んでいる経緯があります。笠間市が今回締結する内容での『多様な働き方等の推進に向けた連携協力に係る協定』の締結は、「特定非営利活動法人 子連れスタイル推進協会」としては初めてとなります。

- ・団体名称 特定非営利活動法人 子連れスタイル推進協会
- ・本部所在地 茨城県つくば市梅園2-17-4 Mo-baco 2 F
- ・設立年度 登記完了 法人設立 2013年1月23日
- ・役員 代表 光畑 由佳 氏

### 2. 事業の内容の方向性

公民連携における柱として、「多様な働き方、育て方の提案及び推進に関すること」、「外出促進などの子育て支援に関すること」、「女性の活躍推進に関すること」の3つを設定し、「活躍したい女性の発掘と起業のきっかけづくり」、「子育てママの復職支援」、「市内企業の職場環境を整えるための意識付け」などに関する各種事業を展開してまいります。



《締結日》 平成30年10月22日

※期間は協定締結日から平成31年3月31日までとし、廃止の申し出がない限り自動的に1年間ずつ延長をさせていただきます。

《担当》 市長公室 秘書課

## 多様な働き方等の推進に向けた連携協力に係る協定書

笠間市（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人子連れスタイル推進協会（以下「乙」という。）との間において、次の条項のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して、特に子育て期及び就業に係る支援の強化に向け、笠間らしい多様な生き方や子育てスタイルの提案を図ることを通して、生活者がライフステージに応じて自分らしく生きることができる環境づくりを進めることを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 前条の目的の達成に向け、両者は次の各号に定める事項について、連携、協力を行う。

- （1）多様な働き方、育て方の提案及び推進に関する事
- （2）外出促進などの子育て支援に関する事
- （3）その他、女性の活躍推進に関する事

2 前項各号に掲げる事項のうち、連携協力する事項が具体的に決定したときは、連携、協力の細目その他の事項について、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

### （事業に関する責任）

第3条 甲及び乙は、連携及び協力して実施する事業について、第三者からの苦情及び何らかの問題が生じた際には、直ちに問題解決のために両者で協議の上、対応するものとする。なお、個別の事業については、都度、別に定める約款等により責任の所在を明らかにした上で対応するものとする。

### （知的財産権の帰属）

第4条 連携及び協力して実施する事業の成果（本協定に基づく事業で、新たに得られた発明、考案、意匠、著作物等一切の成果をいう。）にかかる知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権の産業財産権を受ける権利及びそれらに係る登録後の権利ならびに著作権をいう。）及び成果であって上記に該当しないもののうち、書面にて特定されたものの帰属については、甲及び乙で協議の上、別途定めるものとする。

### （機密の保持）

第5条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

### （対外開示）

第6条 甲及び乙は、本協定の締結の事実又は本協定に基づき実施する事業について、プレスリリースその他の公表を行う場合は、その時期、方法及び内容等について、事前に甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

(協定の期間)

第7条 協定の期間は、協定の日から平成31年3月31日までとする。なお、協定満了日に2ヶ月前までに甲及び乙のいずれかから廃止の申し出がない場合、協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協定の廃止)

第8条 甲及び乙は、廃止希望日の2ヶ月前までに相手方に書面で通知し、両者合意の上で、この協定を廃止することができる。

(協定参加者の追加)

第9条 本協定は、甲及び乙が進める取組みへの参画、賛同の意向を表明する企業等で、甲及び乙が認めた場合は、本協定の締結者として、随時、追加するものとする。その場合において、追加した企業等は、本協定の規定における乙と読み替えるものとする。

(その他)

第10条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名捺印の上、各自その1通を保存する。

平成30年10月22日

甲 茨城県笠間市中央三丁目2番1号  
笠間市長 山口 伸樹

乙 茨城県つくば市梅園2-17-4 Mo-baco 2F  
特定非営利活動法人子連れスタイル推進協会  
代表 光畑 由佳